九州短期大学共創プラットフォーム推進委員会地域連携部会内規

（設置）

第１条　九州短期大学共創プラットフォーム（以下「JC-Link」という。）協定書（令和７年３月２５日締結、以下「協定書」という。）第６条の規定に基づき、九州短期大学共創プラットフォーム推進委員会のもとに地域連携部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

第２条　部会は、協定書第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討、及び処理する。

（1）地域社会との連携強化

（2）地域貢献活動や地域ニーズに応じた教育プログラムの開発

（3）地域企業との共同プロジェクト

（4）地域住民を対象とした公開講座等の企画・実施

（5）その他 JC-Link の地域連携に関すること

（組織）

第３条　部会は、各連携校から選出された委員をもって組織する。

２　部会の主担当は長崎短期大学とし、部会長は主担当から選任する。

（議事）

第４条　部会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

２　議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　部会の議決事項は、九州短期大学共創プラットフォーム推進委員会に発案し、当該委員会へ審議を依頼するものとする。

（事務）

第５条　部会の事務は、連携校の協力を得て、主担当が行う。

（補則）

第６条　この内規に定めるもののほか、内規の運営に関し必要な事項は、部会が協議して定める。

附　則

この規程は、令和７年８月２５日から施行し、令和７年３月２５日から適用する。